

ルアナ 運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人ルアナ(以下「事業者」という。)が設置するルアナ(以下「事業所」という。)において実施する指定障がい児通所支援の放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者(以下「障がい児等」という。)の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業所の職員は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障がい児等に対し、支援に必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 3 事業者はその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 4 前三項のほか、事業者は法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ルアナ
- (2)所在地 奈良市西大寺竜王町1丁目4-71-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1人(常勤兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(管理者兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画(以下「個別支援計画」という。)の原案を作成すること。
- (ウ) 支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。
- (エ) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (オ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- (カ) 利用申込者の利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- (キ) 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。
- (ク) 児童発達支援管理責任者は、障がい児の個別支援計画の作成、障がい児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員または保育士 2人以上(うち常勤職員1人以上)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

(4) その他従業員(指導補助員) 1人以上(うち常勤職員1人以上)

個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月・火・水・金・土(木曜日の祝日を含む)とする。

ただし、日曜日、木曜日(木曜日が祝日の場合は翌金曜日)、

夏季休暇(8月第5週目の月・火・水)及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後6時30分までとする。

- (3)サービス提供日 月・火・水・金・土(木曜日の祝日を含む)とする。
ただし、日曜日、木曜日(木曜日が祝日の場合は翌金曜日)、
夏季休暇(8月第5週目の月・火・水)及び
年末年始(12月28日から1月3日まで)を除く。

- (4)サービス提供時間 午前10時から午後5時まで
上記の営業日、営業時間のほか、アプリ等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
また、障がい児等及びその利用者の要望により休日に営業する事がある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

- 2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象の障がいの種類は、重症心身障がい児以外の以下の通りとする。

- (1)知的に障がいがある児童
- (2)精神に障がいがある児童
- (3)身体に障がいがある児童
- (4)発達障がい者支援法第2条第2項に規定する児童(発達障がい)
- (5)その他、市町村が必要と認めた児童

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1)個別支援計画の作成
- (2)基本事業
 - (ア)日常生活における健康・生活支援
 - 健康状態の把握・維持・促進
 - 生活リズムや生活習慣の形成
 - 食育(クッキング、食べる楽しさ)
 - 基本的な生活スキル習得のための支援
 - (イ)運動・感覚領域の維持・向上
 - 身体の移動能力の向上・促進
 - 姿勢と運動・動作の基本的技術の向上・促進
 - 保有する感覚の総合的な活用や領域の拡大のための支援(砂遊び、水遊び)
 - 手指の巧緻性の向上や促進のための支援(工作、作品)
 - (ウ)認知の発達や行動の習得支援
 - 身の回りの自立に向けた支援
 - 数量・大小・色等の習得のための支援

空間・時間・数等の概念の形成及び習得のための支援

対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得のための支援

感覚や認知の活用、取得領域の拡大のための支援

行動障がいへの予防及び対応

(エ)言語・コミュニケーションの向上・促進支援

言語の形成と活用、受容言語と表出言語の支援

コミュニケーションの基礎的能力の向上のための支援

コミュニケーション手段の習得拡大及び活用のための支援

読み書き能力向上のための支援

指さし、身振り、手話、絵カード等の活用、意思表示等の促進のための支援

人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得のための支援

(オ)人間関係・社会性の形成

社会生活スキル習得のための支援(挨拶、順番、マナー)

社会体験(買い物学習や公共施設の利用)

一人遊びから共同遊びへの支援

仲間づくりや集団参加への支援

地域社会への参加や余暇活動の支援

(カ)関係機関との連携

学校、相談支援事業所、医療機関、自治会等、地域の関係機関との必要に応じた連携

(キ)家族支援

発達や特性への対応、生活等の相談

利用者同士の交流の場の提供(情報交換・支えあい)

移行のための支援

(3)介助支援等

更衣、排せつ等の身体介助

必要に応じた食事等の介助、見守り

投薬及びその他必要な管理・記録等

(4)おやつを提供

おやつを提供及び必要な介助

(5)送迎サービス

事業所の所有する車両により、障がい児の自宅(学校)と事業所との間の送迎を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - (1)創作活動に係る材料費 レクリエーション・社会見学の参加費等
 - (2)クッキング材料費 1回あたり500円
 - (3)その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認する。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者に知らせる。

2 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら個別支援計画を作成する。作成した個別支援計画については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案とする。

3 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができる。

4 利用児童のご家族等は、サービスを利用する際に、障がい児の主治医の指示事項及び利用当日の健康状態等を説明し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

5 事業者は、利用児童のご家族等との連携を密にし、健康状態の把握を行い、体調不良等でサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更又は中止等の措置を講ずるものとする。

6 障がい児等が故意に事業所設備若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出した場合は、利用児童のご家族等に損害賠償を請求する場合がある。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障がい児等が同一の月に指定放課後等デイサービスを受けたときは、障がい児等が当該同一の月に受けた指定放課後等デイサービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定放課後等デイサービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障がい児等及び指定放課後等デイサービス等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するものとする。

○利用者負担月額上限

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1)生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯 | 負担上限額0円 |
| (2)年収約890万円まで | 負担上限額4,600円 |
| (3)年収約890万円以上 | 負担上限額37,200円 |

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、奈良市全域とする。

(利用者に関する市町村への通知)

第13条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1)正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2)偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第14条 職員は、現にサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、障がい児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所は、障がい児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、前項の損害を賠償するために、常に賠償責任保険に加入しておくこととする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第16条 事業所は、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認するものとする。

- 2 事業所は、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の所在を見落とすことを防止する装置を設置し、これを用いて前項に定める所在の確認(障がい児の降車の際に限る。)を行うものとする。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (4) 虐待等に関する苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(安全計画の策定等)

第19条 事業所は、障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の障がい児の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。
 - (2) 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (3) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (4) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第21条 事業所は、障がい児の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名:いずみクリニック

(掲示)

第22条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第23条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

第24条 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその利用者の秘密を漏らさないものとする。

- 2 事業所は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその利用者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、他の指定障がい福祉サービス事業所等に対して、障がい児又はその利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい児又はその利用者の同意を得る。

(情報の提供等)

第25条 事業所は、指定障がい福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

- 2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なもの
としない。

(利益供与等の禁止)

第26条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその利用者に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障がい児又はその利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第27条 事業所は、その提供したサービスに関する障がい児又はその利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、奈良市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその利用者からの苦情に関して奈良市が行う調査に協力するとともに、奈良市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、奈良市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を奈良市に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力する。

(勤務体制の確保等)

第28条 事業所は障がい児に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所は、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の職員によってサービスを提供する。
- 3 事業所は、職員の資質の向上のために、研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1)採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第29条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障がい児に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第31条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障がい福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第32条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、障がい児に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第33条 事業所は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者及び事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。